

平成 26 年 9 月 1 日

東京地方裁判所長殿

歳出支出証拠書類についての質問

志岐武彦・石川克子・黒藪哲哉

私達は、東京地裁が作成した東京第五検察審査会審査員日当旅費関係の歳出支出証拠書類を東京地裁及び会計検査院から開示請求により入手した。その書類から、小沢事件の申し立てがあつてから議決発表のあつた期間の「審査会議日～発議日(支払確定日)～支払予定日」をまとめると添付のようになった。

以下の不可解な支払があることに気づいた。

1. 3月9日に15人分の請求がなされたが、1人(船・飛行機利用出席者・40950円を請求)だけを3月19日に発議し、残り14人を4月1日に発議している。

15人の請求書があるのに、1人分だけを支払って14人の支払いを後回しにしているのは不可解である。わざわざ分けて事務手間を増やすことはないし、審査員がいたらその不公平な処理は問題になる。また、他の検察審査会で、同じ日の請求を2度に分けて支払った例は見られない。

2. 3月9日に請求がなされた残り14人分と、3月16日、23日、30日に請求がなされた分を一括して4月1日に発議している。8月10日、24日、31日に請求された分は一括して9月6日に発議している。何故、2度もまとめ払いが発生したのか不可解である。

なお、会計検査院は、2012年7月30日の参院決算委員会の要請を受け、審査員の実在確認をすることを約束し、その一年2か月後の2013年9月25日に検査報告書をホームページにアップした。検査報告書の中の「会計検査院による審査員等の実在確認」の項に以下の記述がある(39ページ)。

『……すなわち、会計検査院は、当事者である検察審査会および裁判所を介在させずに調査をするため、11検察審査会の会議に、平成23年(2011年)5月～7月までに出頭したとして旅費等が支払われている189人に調査票を郵送した。この結果、146人から回答があり、検察審査会に出頭した実績があり、旅費等の振込みを受けている旨の回答がなされた。また11検察審査会全てについて、所属した検察審査会に出頭した実績がある旨の回答がなされている』

この検査の問題点は、東京第五検審が小沢事件を審査した期間が平成22年2月～10月であるのに、会計検査院は肝腎のこの期間を検査対象としなかったことである。つまり、小沢事件を担当したとする審査員の実在確認をしなかったのである。請求書が存在したからといって、審査員が実在したとは言えない。請求書の振込み先を細工すれば支払い実績を作れるのである。

以下の質問をする。文書にて回答を頂きたい。

1. 3月19日に請求がなされた15人のうち一人分だけの発議をし、14人分の発議をしなかったのは何故か？

2. 小沢審査の間に、2回もまとめ払いをしたのは何故か？